

下請中小企業振興法第 3 条に基づく振興基準の改定案について

令和 6 年 8 月
中 小 企 業 庁
事業環境部取引課

1. 背景

下請中小企業振興法第 3 条に基づく「振興基準」は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として経済産業大臣が定めるものである。

昨今の物価高において、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業が実質賃金の引上げを実現するために、価格転嫁による賃上げの原資を確保することが重要となる中、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月内閣官房・公正取引委員会）等の公表を受け、令和 6 年 3 月に振興基準の改正を行った。

その後、下記 2. のとおり、公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）における「手形」や「買ったたき」についての運用基準等の見直しを受け、これらの遵守を下請取引の現場において促すため、振興基準改正を行うこととする。

2. 具体的な改定案

① 公正取引委員会による約束手形等の指導基準の見直し

以下の 3 点を踏まえ、「第 4（4）親事業者及び下請事業者は約束手形の利用廃止等に向けて」の項目において、（a）サイトを 60 日以内とすることの徹底、（b）政府の方針として示されている事項を追加。

- ・ 公正取引委員会及び中小企業庁が、60 日を超えるサイトの約束手形等を下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして行政指導の対象とすることを前提として、下請法の運用の見直しを行ったこと。（令和 6 年 4 月 30 日）
- ・ 下請法対象外の取引についても、サイトを 60 日以内に短縮するなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めること、サイト短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧に応じること等が、要請されていること。（令和 6 年 4 月 30 日）
- ・ サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める旨、閣議決定されていること（経済財政運営と改革の方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定））。

② 公正取引委員会による買いたたきの運用基準の見直し

下請法第4条5号で、下請事業者の給付に対し「通常支払われる対価」に比し、著しく低い下請代金の額を不当に定めることを「買いたたき」に該当するとしており、

- ・「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額」
- ・「給付に係る主なコスト（労務費、原材料費等）の著しい上昇を、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」

を「通常支払われる対価に比し、著しく低い下請代金の額」と運用基準を見直したこと（令和6年5月27日）を踏まえ、買いたたきの解釈の規定を追加。

その他、必要な改正を行う。

以上

（昭和四十五年十二月二十六日）

（法律第一百四十五号）

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
- 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
- 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（主務大臣等）

第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。